

戸籍証明書等請求書

当別町長 様

令和 年 月 日		NO.	
窓口に来た方 (請求者)	住所		
	フリガナ	生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生
	(電話 - -)		
戸籍に記載されている方との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者(夫又は妻) <input type="checkbox"/> 直系尊属(父母又は祖父母) <input type="checkbox"/> 直系卑属(子又は孫) <input type="checkbox"/> その他の方(年 月 日生)		
その他の方の場合請求の理由	<input type="checkbox"/> 権利行使・義務履行のため <input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体の機関に提出するため <input type="checkbox"/> その他 使用目的等を詳しく書いてください。		
権限書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明 <input type="checkbox"/> 資格証明書 <input type="checkbox"/> 社員証 <input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> その他()		

※請求には本人確認資料が必要です。その他の注意事項は裏面をご覧ください。

1 必要な戸籍等の表示

(本籍)	北海道石狩郡当別町	番地	
		番外地	
(筆頭者の氏名)	(明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日)		
(個人事項証明(抄本)又は身分証明の場合、必要な方の氏名)	(明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日)		

2 必要な証明書の種類

証明書の種類	<input type="checkbox"/> 全部事項証明(戸籍謄本) (戸籍に記載されている方全員の証明)	<input type="checkbox"/> 附 票	通
	<input type="checkbox"/> 個人事項証明(戸籍抄本) (戸籍に記載されている方の証明)	<input type="checkbox"/> 附 票	通
	<input type="checkbox"/> 改製原戸籍謄本(昭和・平成)		通
	<input type="checkbox"/> 除籍全部事項証明(除籍謄本) (除籍に記載されている方全員の証明)		通
	<input type="checkbox"/> 除籍個人事項証明(除籍抄本) (除籍に記載されている方の証明)		通
その他	<input type="checkbox"/> 受理証明書 (届) <input type="checkbox"/> 届書記載事項証明書 (届) <input type="checkbox"/> 身分証明書		通

本人確認欄	免・旅・住・年・保・学・資・その他()・面識
-------	-------------------------

戸籍年金係 本人・父・母・兄弟・祖父・祖母
 確認印 氏名・生年月日・続柄・出生地

請求に当たっての注意事項

1. 請求の理由の記載について
 - (1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合
権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。
 - (2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合
戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。
また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。
 - (3) その他の理由で請求する場合
戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください
 2. 資料の提供について
請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。
 3. 戸籍個人事項証明について
戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の個人事項証明書をご利用ください。
 4. 戸籍一部事項証明について
戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には、戸籍一部事項証明をご利用ください。
 5. 本人確認資料について
窓口に来た方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。
 6. 権限確認書類について
窓口に来た方が、請求者の代理人または使用者である場合には、代理権限または使用者の権限を証明する書類が必要です。
 7. 押印の可否について
交付請求書には、窓口に来た方の署名又は記名押印が必要です。
 8. 罰則
偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。
- ※ ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。